

医療法人の持分に係る裁判例

1. 平成10年裁判例

- ・東京地裁 平成6年3月24日判決
- ・東京高裁 平成7年6月14日判決
- ・最高裁 平成10年11月24日判決

(1) 事件の概要

退社した社員の持分払戻請求に対し、「退会した会員は払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる」との定款の規定について、医療法人が脱退社員の払込済出資額そのものと限定期的に解釈し、払戻の価額について争われたもの。

(2) 判決内容

一審では脱退社員の主張が認められ払戻の価額が金5億4686万2417円とされたが、二審では、同社員が医療法人の設立後11年を経過して出資し社員となっていることから、同社員の出資時における資産総額に対する同社員の出資額の比率に応じて退社時の医療法人の資産の払戻しを受けるものとし、金588万3696円とされ、最高裁において確定したもの。